

役員に対する報酬等の支給の基準

学校法人小寺学園

役員等に対する報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人小寺学園（以下「この法人」という。）の寄附行為の規定に基づき、役員等に対する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、法人において勤務することが常態である理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員等としての職務遂行に伴い発生する出張に要する交通費及び宿泊費等（通勤のための交通費は含まない）であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬額は、別表1に定めるとおりとする。

2 この法人の非常勤役員の報酬額は、別表2に定めるとおりとする。

3 この法人の評議員の報酬額は、別表3に定めるとおりとする。

4 理事が評議員を兼務する場合において、同一日に理事及び評議員の職務を行うときは、前項の規定にかかわらず、理事の報酬のみ支給し、評議員の報酬は支給しない。

5 理事又は評議員のうち、職員としての立場を有する者に対しては、第1項乃至第3項の規定にかかわらず、報酬等は支給しない。

(費用の弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 役員等が、法人業務のため出張する場合の交通費及び宿泊費は、実費を支給する。

3 役員等が業務執行に必要な経費は、実費を支給する。

(報酬等の支給時期)

第6条 役員等の報酬等は、理事会等の会議の都度又は業務を行った都度支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、現金で本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第107条第1項第3号に定める役員に対する報酬等の支給の基準とする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 常勤理事

職 名	業 務	報 酬 額
理 事 長	理事会等会議への出席 その他法人及び施設のための業務	日額 5,157 円
理 事	理事会等会議への出席 その他法人及び施設のための業務	日額 5,157 円

別表 2 非常勤役員

職 名	業 務	報 酬 額
理 事 長	理事会等会議への出席 その他法人及び施設のための業務	日額 5,157 円
理 事	理事会等会議への出席 その他法人及び施設のための業務	日額 5,157 円
監 事	監事監査業務 理事会等会議への出席 その他法人及び施設のための業務	日額 5,157 円

別表 3 評議員

職 名	業 務	報 酬 額
評 議 員	評議員会等会議への出席 その他法人及び施設のための業務	日額 3,094 円